

○総務省告示第 号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条の四第八号の規定に基づき、同一人に属する他の基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う基幹放送局（同条第三号及び第五号から第七号までに掲げるもの並びに基幹放送用周波数使用計画（昭和六十三年郵政省告示第六百六十一号）第四の四に定める周波数を使用する補完中継局を除く。）であつて公示する期間内に申請することを要するものの送信設備の設置場所、周波数及び空中線電力を次のように定める。

平成 年 月 日

総務大臣 新藤 義孝

送信設備の設置場所		周波数	空中線電力
北海道	函館市、留萌市、芦別市、名寄市、久遠郡、岩内郡岩内町、空知郡中富良野町、紋別郡遠軽町、紋別郡滝上町、浦河郡及び河東郡音更町	85MHz以上 88MHz以下	20W超
岩手県	盛岡市、宮古市、花巻市、北上市、奥州市、岩手郡、紫波郡、和賀郡及び胆沢郡		
宮城県	気仙沼市		
秋田県	大館市		
山形県	山形市、寒河江市、上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、		

	南陽市、東村山郡、西村山郡、北村山郡及び最上郡
福島県	いわき市
茨城県	つくばみらい市及び猿島郡
群馬県	藤岡市
埼玉県	熊谷市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市及び吉川市
千葉県	勝浦市、鴨川市、八街市及び印西市
神奈川県	南足柄市
石川県	小松市、加賀市、白山市、野々市市及び能美郡
福井県	小浜市、あわら市及び坂井市
山梨県	上野原市、南都留郡及び北都留郡
長野県	飯田市及び茅野市
岐阜県	高山市、中津川市及び郡上市
静岡県	浜松市、島田市、磐田市、掛川市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、御崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡、駿東郡、榛原郡及び周智郡
三重県	尾鷲市及び伊賀市
滋賀県	大津市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市及び大野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡及び

	犬上郡
京都府	京都市、宇治市、木津川市、亀岡市、乙訓郡、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、枚方市、松原市、池田市、八尾市、吹田市、泉佐野市、大田市、高田市、豊中市、茨木市、高石市、阪南市、藤井市、泉寺町、三島市、寝屋川市、野田市、門田市、長野市、狭山市、大東市、藤井市、泉寺町、三島市、柏原市、泉北郡、及泉南郡、及南河内郡
兵庫県	神戸市及び川辺郡、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市
奈良県	奈良市、大和郡、高市郡、葛城郡、天理市、宇陀市、橿原市、山辺郡、桜井市、五條市、磯城郡、所市、宇陀郡、高市郡、北葛城郡及び吉野郡
和歌山県	橋本市、紀の川市、岩出市及び伊都郡
広島県	広島市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡及び山県郡
山口県	下関市、萩市、岩国市、柳井市、大島郡及び玖珂郡
愛媛県	新居浜市及び西宇和郡
高知県	高知市、安芸市、南国市、土佐市、香南市、香美市、安芸郡、吾川郡及び高岡郡
福岡県	八女市、三潞郡及び八女郡

佐賀県	三養基郡	
宮崎県	延岡市	
鹿児島県	枕崎市	
沖縄県	宮古島市及び島尻郡	
北海道	小樽市	85MHz以上 89.9MHz以下
青森県	むつ市	20W超
岩手県	西磐井郡	
宮城県	栗原市	
山形県	東置賜郡	
福島県	南相馬市	
茨城県	土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、筑西 間市、坂東市、稲敷市、牛久市、かすみがうら市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、方 錫市、田市、小美玉市、東茨城郡、稲敷郡、桜城郡、及び北相馬郡	
栃木県	栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、那須塩原市、塩 谷市、那須郡及び	
群馬県	前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、渋川市、みどり市、 北群馬郡、多野郡、佐波郡及び邑楽郡	

兵庫 県	洲本市、高砂市、南あわじ市、淡路市及び加古郡		
鳥取 県	鳥取市、倉吉市、境港市、岩美郡、東伯郡及び西伯郡		
島根 県	松江市		
岡山 県	笠岡市		
福岡 県	福岡市、久留米市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市及び三井郡、糟屋郡、朝倉郡及び三井郡		
熊本 県	水俣市		
鹿児島 県	鹿屋市、奄美市及び大島郡		
北海道	札幌市、岩見沢市、網走市、苫小牧市、美唄市、江別市、三笠市、古平市、余市郡、空知郡、南幌市、北広島市、石狩市、夕張市、積丹郡、川上郡、余市郡、白老郡、勇払郡、厚真町、勇払郡、安平町、勇払郡及び沙流郡	86MHz以上 89.9MHz以下	20W超
青森 県	青森市、弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、東津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡、北津軽郡、上北郡及び下北郡		
岩手 県	下閉伊郡		
宮城 県	仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、亘理市、登米市、東川郡、黒川郡、加美郡、遠田郡及び牡鹿郡		
秋田 県	湯沢市		

山形県	鶴岡市
福島県	会津若松市、相馬市、伊達市、伊達郡及び相馬郡
栃木県	那須郡
埼玉県	南埼玉郡
千葉県	旭市
神奈川県	横須賀市、平塚市、茅ヶ崎市及び逗子市
新潟県	上越市
富山県	富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、射水市、中新川郡及び下新川郡
石川県	七尾市及び鹿島郡
福井県	大野市
山梨県	甲府市、山梨市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、笛吹市、甲州市、中央市、西八代郡、南巨摩郡及び中巨摩郡
長野県	諏訪郡
岐阜県	多治見市、関市、美濃市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、安可児市、山県市、美濃市、海津市、養老郡、不破郡、八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡
愛知県	名古屋市、一宮市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、刈谷市、

沖縄県	八重山郡		
北海道	深川市、雨竜郡妹背牛町、雨竜郡雨竜町及び増毛郡	88MHz以上 89.9MHz以下	20W超
岩手県	九戸郡		
宮城県	本吉郡		
秋田県	能代市		
福島県	南会津郡		
新潟県	新潟市、長岡市、三条市、市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、蒲 上日町、見附市、村上市、燕市、妙高市、五泉市、佐羽市、岩船郡 十原郡、西蒲原郡、南蒲原郡、三島郡、中魚沼郡、刈羽郡及び岩船郡		
岐阜県	岐阜市		
愛知県	半田市及び安城市		
三重県	松阪市、多気郡及び度会郡		
兵庫県	姫路市、加古川市、三木市、小野市及び揖保郡		
鳥取県	日野郡		
島根県	浜田市		
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、井原市、総社市、瀬戸内市、赤磐市、浅 口市、和気郡、都窪郡、浅口郡、小田郡、勝田郡及び加賀郡		

広島県	福山市		
徳島県	海部郡		
香川県	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、小豆郡及び仲多度郡		
愛媛県	南宇和郡		
高知県	室戸市		
長崎県	諫早市、大村市及び対馬市		
熊本県	天草市		
大分県	大分市、別府市、日田市及び速見郡		
宮崎県	西臼杵郡		
鹿児島県	曾於市、いちき串木野市、南さつま市、鹿児島郡、薩摩郡及び曾於郡		
全国		90MHz以上 94.9MHz以下	20W超